

● 1 設置消火器具

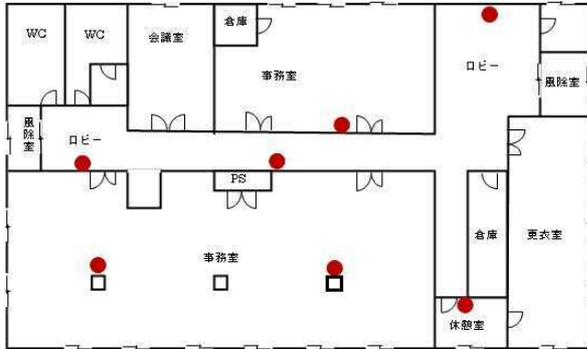
防火対象物又はその部分には、施行令別表第 2 において適応する消火器（通常は、粉末 ABC10 型以上）を設置指導すること。

◇平成 28 年 4 月 1 日一部削除

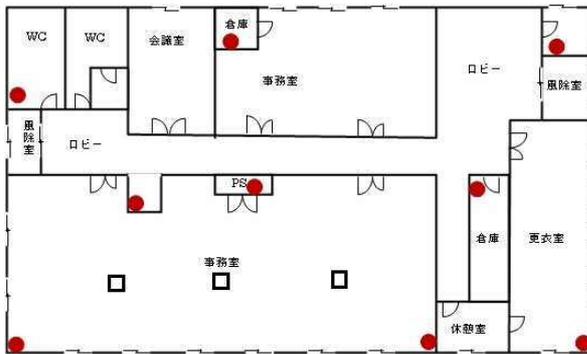
● 2 設置場所

(1) 施行令第 10 条第 2 項第 2 号の「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、歩行距離を満たす範囲で、次の箇所をいう。

- ア 居室の出入り口や廊下
- イ エントランス、ロビー等の共有部分



良い設置例



悪い設置例

◇(1)図平成 26 年 1 月 1 日追加

(2) 規則第 9 条第 1 項第 2 号の「変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次の場所をいう。

- ア 容器本体、その他の部品が著しく腐食するおそれのない箇所
- イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない箇所 ★
- ウ 乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩は、雨水等のかからない場所で、地盤面又は床面から 10cm 以上となる箇所

(3) 水槽に付置する消火用バケツは、当該水槽の直近に置くこと。

(4) メゾネット式（3 階層までのものに限る。）の共同住宅においては、主たる出入り口のある階の共有部分に各階に必要な消火器具をまとめて設置することができる。 ◇(4)平成 24 年 1 月 1 日追加

● 3 付加設置

付加設置は、施行令及び条例により消火器具が必要な対象物に設置するものであり、その取扱いは次によること。

(1) 施行規則第 6 条第 4 項で規定する電気設備
直流 750V 以上、交流 600V 以上の電路に接続する変圧器、変電設備、配電盤、電力制御装置、コンデンサー、整流器、発電設備、電動機、出力 5KW 以上の溶接機及び 4,800Ah・セル以上の蓄電池設備等が該当する。 ☆

◇(1)平成 28 年 4 月 1 日改訂

(2) 施行規則第 6 条第 5 項で規定するその他多量の火気を使用する場所

条例第 3 条から第 10 条の 2 に掲げるもののうち、入力が 5KW 以上の火気使用設備を設ける場所が該当するが、火気（電気によるものも含む。）を使用する飲食店、社員食堂、病院及び学校給食等の厨房部分、調理学校の調理実習室等（規模の大小を問わず対象となるが、個人の住宅部分及び部分的な湯沸室は除く。）も該当するものであること。 ☆

◇(2)令和 2 年 3 月 25 日改訂

(3) ◇(3)平成 27 年 1 月 1 日削除

(4) 面積の算定

ア 屋内（屋根や庇のみで、側面が開放されている部分も含む。）に設けるものは、◇特殊消火設備 ●2(6)の例によること。 ★

イ 屋上に設けるもの
電気設備又は多量の火気使用する機器の据付面積によること。

ウ 「電気設備のある場所」について
「電気設備のある場所」とは、変圧器などが感電防止のために金網の柵で区画されているときは、その区画された部分、また、一室全部を電気設備室として使用する場合、その室が「電気設備のある場所」であること。

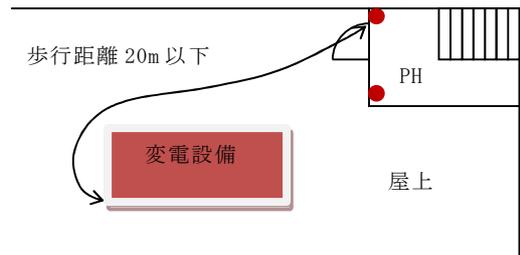
◇(4)平成 27 年 1 月 1 日追加

◇(4)ウ平成 30 年 1 月 1 日追加

(5) 設置場所

屋上に付加設置する消火器具は、歩行距離の規定を満たす場合において、付加設置分の全部又はその一部を階段室等の屋内に設置することができる。

★



◇(5)平成 27 年 1 月 1 日追加

● 4 標識

(1) 標識は、赤地に白文字で 8 cm × 24 cm 以上の大きさとする。 ☆

(2) ボックス内に収容してあり、本体が視認できない場合は、努めて絵表示を併記すること。



絵表示の例

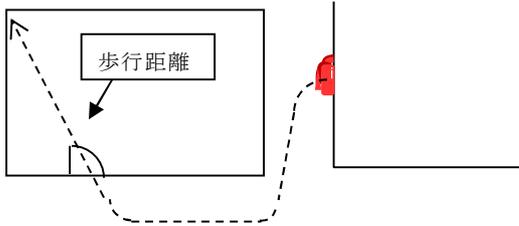
(3) 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合で、日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本産業規格をいう。）Z 8 2 1 0 に定める消火器のピクトグラム（絵表示）を設けた場合は、令 3 2 条の規定を適用し、規則第 9 条第 1 項第 4 号の標識を設けないことができる。（令和 2 年 3 月 11 日付け新設第 95 号通知により、特例申請は不要）

◇(3)令和 2 年 3 月 25 日追加

◇ 消火器具

●5 設置単位等

- (1) 能力単位の数値が複数の要素により成り立つものについては、(水バケツにあつては、容量8リットル以上のもの3個、乾燥砂にあつては、スコップを有する50リットル以上等) それらを一つの消火用具として同一場所にまとめて設置する必要があり、その中心部分から歩行距離20mを判定すること。★
- (2) 歩行距離は、壁や歩行の障害となる物品を避けて、実際に人が歩く動線により測定すること。★
- ◇(2)平成28年4月1日一部削除



- ◇(2)平成27年1月1日改訂
- (3) 能力単位は、規則第6条第3項の少量危険物又は指定可燃物のうち、B火災(油火災)に適用する消火器具を設置する場合に限りB火災に対する能力単位の数値とし、規則第6条第4項の電気設備を除くこれ以外の場合についてはA火災(普通火災)に対する能力単位の数値で算定すること。★
- ◇(3)平成27年1月1日追加
- (4) 規則第9条第1号の「高さが1.5m以下」とは、消火器具全体のうち最も高くなる部分が高さ以下であることをいう。★
- (5) 規則第9条第2号の「噴出するおそれが少ない箇所」の具体例としては、二酸化炭素消火器を40℃以下の場所に置くことなどがある。★
- (6) 規則第11条第2項の「換気について有効な開口部」とは、開口部が床面から天井までの高さの1/2以下の位置にあり、有効に外部へ換気できるものであることをいう。★
- ◇●5平成24年1月1日追加